

今 治 市 長 徳 永 繁 樹 様
今 治 市 議 会 議 長 木 村 文 広 様

今治市監査委員 木 原 盛 展
同 平 田 秀 夫

監査結果の報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和5年度の定期監査を、今治市監査基準に準拠して実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり提出する。

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 こども未来部 こども未来政策局
こども未来課、ネウボラ政策課、保育幼稚園課
産業部 産業政策局
産業振興課、i. i. imabari!推進課、農林水産課
- 3 監査の期間 令和5年11月2日～令和6年1月10日

4 監査の着眼点及び主な実施内容

令和4年度におけるこども未来部及び産業部主管の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点とし、関係諸帳簿、書類及び支払証拠書類等の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査を実施した。

5 監査の結果

監査を実施した結果、概ね適正に処理されていたが、事務執行の一部において改善等を要する事項が見受けられた。各課の事務分掌、指摘事項等については、次のとおりである。

こども未来課

【事務分掌】

- (1) 子育て支援及び子育て支援事業の総合調整に関すること。
- (2) 児童クラブに関すること。
- (3) 児童館に関すること。
- (4) 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。

【指摘事項等】

(意見)

- 1 しまなみの子どもを育む交通費支援事業について、申請書に添付のETC利用明細書では申請者世帯での利用かどうか不明な場合があったため、申請内容が適切かどうかを確認できる方法を検討されたい。
- 2 今治市児童館条例では、児童館を使用できる者は、市内に居住する18歳未満の児童または本条例に規定する業務の援助活動を行うために必要とする者とされているが、市外からの帰省中などにも使用するニーズがあると思われるので条例改正等を検討されたい。
- 3 放課後児童クラブについて、安定的な運用やサービスの向上を図るために民間委託の拡充を積極的に検討されたい。
- 4 子育て支援アプリについて、利用状況の分析や利用者が求めている機能などを調査し、利用者の利便性向上のために機能強化を検討されたい。

ネウボラ政策課

【事務分掌】

- (1) 子育て支援政策の総合企画に関すること。
- (2) 児童虐待に関すること。
- (3) 家庭児童相談、婦人相談及び母子・父子相談に関すること。
- (4) ひとり親家庭の福祉に関すること。
- (5) 母子生活支援に関すること。
- (6) 母子健康手帳の交付に関すること。
- (7) 子育て世代包括支援センターに関すること。
- (8) 発達支援センターに関すること。
- (9) ネウボラ拠点施設推進に関すること。

【指摘事項等】

(意見)

- 1 しまなみの子どもを育む交通費支援事業（保健医療）について、申請書に添付のETC利用明細書では本人及び家族等の利用かどうか不明な場合があったため、申請内容が適切かどうかを確認できる仕組みの構築について検討されたい。
- 2 子育て支援アプリについて、令和4年度にアンケート機能を追加し、事前に必要な情報を得て各種面談をスムーズに行えるようにするなど利用者の利便性向上につながっている。そういった中、アプリの利用状況の分析や利用者が求めている機能などを調査し、さらなる利用者の利便性向上に努められたい。
- 3 子ども家庭総合支援拠点事業において、ヤングケアラーの可能性のある場合の支援方法について検討されたい。

保 育 幼 稚 園 課

【事務分掌】

- (1) 特定教育・保育施設に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業者に関すること。
- (3) 保育所に関すること。
- (4) 認定こども園に関すること。
- (5) 就園支援に関すること。

【指摘事項等】

(指摘)

- 1 保育料・副食費（一時預かり、延長保育等は除く）等の歳入事務において、次の事柄が見受けられたので、適正に事務処理されたい。
 - ① 今治市会計規則第 15 条において、課長等は、歳入を収入しようとするときは、金額は、その算定を誤っていないか等の事項を調査し、直ちに調定書により調定しなければならないとされているが、収入前に調定が行われておらず、収入後（出納整理期間中）にまとめて調定されている事例が見受けられた。
 - ② 保育料（公立保育所）、保育料（私立保育所）、副食費（公立保育所）、副食費（公立認定こども園）などの複数の科目で、年間調定額の積算根拠が不明瞭である事例が見受けられた。
 - ③ 調定書には、今治市会計規則第 16 条第 4 項に基づき、歳入の理由、計算の基礎を明らかにする書類の添付が必要であるが、添付されていない事例が見受けられた。
- 2 令和元年度の定期検査で「建築基準法違反」の指摘を受けているにも関わらず、令和 4 年度まで改修が行われていない事例が見受けられた。当該事例については、今年度、不備に対応するため、ブロック塀改修工事を実施中とのことだが、法令違反の指摘を受けたものについては、今後は、早急に修繕等の対策をとられたい。

(意見)

- 1 保育所等の再編については、平成 29 年 3 月に「今治市立保育所・認定こども園 再編成への取組方針」を策定し、施設の統廃合や民間移譲に向けた取組みを進めているが、統廃合については、地域住民の理解が必要であること、また、民間移譲については、コロナ禍での民間事業者の意欲減退等により、当初の想定より、進捗が遅れている状況である。

聞き取りによると、取組方針については見直しを行い、今年度中に新たな取組方針を策定するとのことであるので、遅滞なく実施するとともに、新たな取組方針に基づいて、速やかに保育所等の再編等の取組みを進められたい。

- 2 国が進める異次元の少子化対策の一環として、今治市では、U I J ターン保育士支援事業や、はじめて保育士おかえり保育士支援事業を行っているが、潜在保育士数が不明なため、事業効果は未知数である。

また、保育士の賃上げは、保育士の処遇改善という観点から不可欠と考えられるが、公立保育所での賃上げは、民業圧迫となるリスクがある。このように、保育従事者の確保には課題が山積しているが、国や県の動向、また民間事業者等の状況も注視しながら、保育従事者確保への取組みをさらに進められたい。

- 3 保育料等の滞納債権について、督促や催告等の債権管理事務、児童手当からの充当等の取組みは行われていたが、システム上で管理されている情報を担当者が把握できていなかったと思われる事例が見受けられた。

については、システム会社とも連携し、システムの使用方法等を再度確認するとともに、延滞金のみが未収入である事例の取扱いや、民法第 152 条第 1 項に基づく債務の承認等、債権の適正な管理に努められたい。

合わせて、原課で徴収が困難な事例については、債権管理室へ速やかに移管できるよう、事務処理の体制を整えられたい。

産 業 振 興 課

【事務分掌】

- (1) 商工団体の育成指導に関する事。
- (2) 地場産業の振興に関する事。
- (3) 中小企業の近代化及び高度化に関する事。
- (4) 中小企業の金融相談及び融資に関する事。
- (5) 輸出振興に関する事。
- (6) 産業創出に関する事。
- (7) 産業に係る情報の収集及び分析に関する事。
- (8) 企業の技術開発及び産学官の連携に関する事。
- (9) 発明、特許等知的所有権に関する事。
- (10) 商工業の労働力の確保に関する事。
- (11) 新都市その他市域への企業誘致及び施設立地の推進に関する事。
- (12) 工場立地法に関する事。
- (13) 新都市の調整に関する事。
- (14) 土地造成事業用地の取得、管理及び処分に関する事。
- (15) 土地造成事業に係る各種補償に関する事。
- (16) 土地造成工事の計画、設計、施行及び清算に関する事。
- (17) 海事都市の推進に関する事。
- (18) なみかた海の交流センターに関する事。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、商工業の振興及び開発事業に関する事。

【指摘事項等】

(指摘)

- 1 商工労政関係補助金（土曜夜市事業費補助金）について、補助対象の期間外に実施された事業が対象となっていた。実施期間の延長について変更申請の未提出及び実績報告書の確認不足が原因であるが、事業を確認するにあたり、報告書の内容を把握するとともに、補助事業の事務執行についても適切に処理されたい。

(意見)

- 1 雇用対策に向けた関係機関との連携強化について、雇用対策としての就労支援・労働環境整備等の支援策に関して、企業との意見交換を活発化し、中長期計画の作成を検討されたい。

i. i. imabari! 推 進 課

【事務分掌】

- (1) 地域経済循環の推進に関すること。
- (2) ブランドの推進に関すること。
- (3) 特産品の宣伝及び販売対策に関すること。
- (4) 一般財団法人今治地域地場産業振興センターに関すること。
- (5) ふるさと納税に関すること。
- (6) 地域商社に関すること。

【指摘事項等】

(指摘)

- 1 週休日に勤務した場合の週休日の振替が取得できていないもの及び月 60 時間を超える時間外勤務をした場合の時間外勤務代休が取得できていないものが見受けられたので、労務管理を適正に行われたい。

(意見)

- 1 地場産業振興センターは地域産業の総合的な振興を図るために設立されている。新たに地域商社が設立されたことにより、大きな収益源である物販部門が切り離されることになるが、設立目的である地域産業の健全な育成及び発展への貢献と活力ある地域経済社会の形成、地域住民の生活向上、福祉の増進に寄与するための主要事業である企業の経営支援や人材育成、創業及び新たな事業活動の支援に関する事業などへの一層積極的な取り組みについて、関係者等と連携し支援されたい。

農 林 水 産 課

【事務分掌】

- (1) 農林水産業の振興に関する事。
- (2) 米麦の生産指導等に関する事。
- (3) 果樹、そ菜園芸等の振興に関する事。
- (4) 畜産振興に関する事。
- (5) 農林漁業の制度融資に関する事。
- (6) 農林業地域改善対策事業等に関する事。
- (7) 新たな森林経営管理システムに関する事。
- (8) 治山林道に関する事。
- (9) 公有林整備に関する事。
- (10) 森林病虫害に関する事。
- (11) 生活環境保全林に関する事。
- (12) 火入れに関する事。
- (13) 水産資源の保護に関する事。
- (14) 漁業協同組合に関する事。
- (15) 農林水産業の担い手支援に関する事。
- (16) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣の捕獲、飼養等の許可に関する事。
- (17) 有害鳥獣に関する事。
- (18) 地産地消の推進に関する事。
- (19) 緑の募金に関する事。
- (20) 朝倉臼坂ふるさと交流館に関する事。
- (21) 農村環境改善センターに関する事。
- (22) 滞在型農園施設及び移住体験施設に関する事。
- (23) 農水産物加工施設に関する事。
- (24) 市民農園に関する事。

【指摘事項等】

(指摘)

- 1 伯方農村環境改善センターの使用料を、条例に規定された金額で徴収していない事例があったので、減額が認められる内容であれば減免申請を求めるなど、その取扱を整理し、適正に対応するようにされたい。
- 2 ラントゥレーベン大三島及び河之内ふれあい農園の使用料について、納期限を各施設の条

例施行規則で定める期日を超過して設定していたので、納期限を正しく設定するようにされたい。

- 3 山林目的外使用料及び土地の賃地料について、納期限を設定せずに調定していたので、適切な期日に納期限を設定するようにされたい。
- 4 旧大三島給食センターの賃借料が、賃貸借契約書に記載された期限までに納付されていなかったもので、今後は適正に納付されるよう相手方に指導されたい。
- 5 一部の補助事業において、実績報告書の受理後、補助金額の確定通知書を補助事業者に送付していなかったもので、補助金交付規則や交付要綱に基づき、今後は相手方に補助金額の確定通知書を送付するようにされたい。
- 6 土曜日の時間外勤務において、振替の取得と時間外勤務手当が支給されていたが、システムへの勤務時間入力誤りにより、時間外勤務手当の支給額が過少払いとなっていた例があったので、適切に対応するようにされたい。
- 7 会計年度任用職員の社会保険料と共済組合負担金について、共済費の予算不足により一時的に役務費で執行していたが、決算額確定後、正当科目への不足額流用及び科目振替処理を失念していたので、今後は確認を徹底し、適切に事務処理するようにされたい。

(意見)

- 1 水産業振興係を中心に、農林水産課は業務量からみて職員数が不足しているように見受けられるため、所属職員の負担が過重とならないよう、その対応について検討するようにされたい。